

令和元年度
第 2 回福岡市環境影響評価審査会

令和元年12月 5 日（木）

議 題

(1) 九州大学箱崎キャンパス跡地等の基盤整備事業に係る環境影響評価準備書について

○会長 それでは、ただいまから審査会を始めます。

九州大学箱崎キャンパス跡地等の基盤整備事業に係る環境影響評価準備書が提出されましたので、今日はこの準備書について審査会としての審査を行い、意見を述べることになります。この後、この準備書に対する意見に基づいて事業者が最終の評価書を作成し、環境影響評価の手続が確定していくということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず論点について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局より説明】

○会長 それでは、この準備書について、それぞれの項目に対して、委員からのご意見を承っていききたいと思います。まず大気質からどうぞ。

○委員 大気質に関しましては、今、事務局からご説明があったとおりで、造成事業だけは今回環境アセスメントをされていますが、造成事業後に建物が建設されるということ、それに加えて、建物がすべて完成した際に交通量がどうなるのか、どこから車両が出入りするのかも大事です。もちろん、現時点では土地の用途についてゾーン分けまでできていない段階ですので、土地を利用する事業者が入札等で決定する前には、具体的に全体の計画が決まると思います。供用後にどの程度の自動車が入り出すのか等がわかった段階で何らかの評価は必要かと思います。

また、1点質問があるのですが、準備書1.4-28ページによると2022年度までにこの工事にかかわる交通量が集中しています。造成事業が終了したところから、並行して建設工事に入るという説明を先ほど受けましたが、建設工事の開始予定はいつ頃からになる予定でしょうか。2022年度までに造成事業が完了し、建設がその後から行われるのであれば相乗的な影響は大きくないかと思います。

○事業者 南エリアについてはURでお答えさせていただきます。南エリアのURが事業を進めている部分については、2020年度の公募開始を予定しており、土地を利用する民間事業者を2021年度末頃に決定するというスケジュールで動いており、その民間事業者に土

地をお引渡しする時期は2022年度末を目標に基盤整備を実施しようとしております。民間事業者へ引渡ししてから建設工事を着工されると思いますので、最短では2022年度以降ということになるかと考えております。

○委員 2022年度までは造成事業関係の車両は多いですが、建物の建設は2022年度以降になるということですね。

○事業者 建物の建設はそれ以降になると思います。

○委員 南エリアの造成事業に影響がさらに上積みされることは今のところないと考えていいですね。

○事業者 ないと考えております。

○委員 わかりました。

○会長 そうしますと、大気質に関しては、ここで事務局が指摘していることを注意すればよいということですね。

○委員 それに加えて、最終的にどのような建物を建設するか決まった際に、供用の際の評価が必要だと思います。

○会長 残念ながら、このような面開発事業については、何が建設されるか全くわかりません。ですから、これは環境アセスメントの限界なのですが、最終的にどうなるのか想定して予測を行うという議論はまだできないですね。

○委員 はい、おっしゃる通り、特にこのような造成事業については環境アセスメントの欠点だと思います。しかしながら、これは幸いにして市が計画している事業で、国道3号線をはじめ周辺環境に及ぼす影響が大きいので、どこかの時点で何らかの形で、評価はしたほうが良いと思います。

○会長 ご指摘の点については、アセスの準備書に対する意見とは別の意見が必要ではないかと思っております。このような面整備事業の性質上、基盤整備の後にどのように土地を利用していくかが重要になります。今後、どのような事業者へ土地を引き渡すのかという考え方が必要になってくるでしょう。基盤整備の事業者には、今後の土地利用のことについても検討するよう促す必要があると思います。

特に、世界の趨勢は脱炭素です。日本は2050年までに温室効果ガス排出量を8割削減するという目標を掲げていますので、かなり厳しいことを要求されてきます。しかしながら、ビジョンなるものを見ても、脱炭素に関しては何も書いていません。温暖化、気候変動のことは全く意識していないように見えます。このような計画は適切とはいえないので、意見として書いておく必要があると思います。委員がおっしゃるように、後の土地利用につ

いても検討する必要があるということを強く述べなければならないでしょう。

環境アセスメントの枠の中で言うと、後発の建設事業についても、面開発事業と同等の環境配慮ができるようにしてほしいということは、住民意見もあるわけですから、意見に入れてよいと思います。それ以外に、先ほどの私と委員の発言は枠の外ではありますが、ぜひとも審査会意見としては入れておきたいと思っています。

騒音については、いかがでしょうか。航空機騒音との関係についてはバックグラウンドとして評価しているという事業者の答えがありますので、よいのでしょうか。なおかつ、環境基準を満たしていないという予測結果に対して事後調査も実施する計画ですので、許容できるということによろしいでしょうか。特にご意見がございませんでしたら、騒音及び振動については事務局の提示した論点を意見として書くことにしたいと思います。

次に、水質については、いかがでしょうか。

○委員 浮遊物質のことですが、事務局の説明では3経路放流するところがあり、博多湾に放流する区域についても河川へ放流する区域と同様に環境保全措置を実施する必要があるということですが、河川と海とは同じ排水基準が適用されるのでしょうか。

○会長 主に南エリアですが、どのように博多湾に放流するのでしょうか。

○事業者 事業区域内の博多湾へ放流する雨水につきましては、区域内で分流により排水され、下水道を通過して博多湾へ直接放流されます。

○会長 要するに下水道を使うということですね。

○事業者 そうです。

○会長 排水にあたっては下水道法の基準を順守する必要があるということですね。

○事業者 そうなります。

○委員 放流先による基準値の違いはないのですね。

○会長 下水道に排水しますので、下水道法の範疇になります。

○委員 わかりました。

○会長 下水道法の規制対象ということですが、それを前提にしても何か意見をつける必要はないのでしょうか。少なくとも、下水道に排水する前に濁度は落としますよね。

○事業者 補足させてください。今回の予測評価につきましては、河川に放流する経路についてのみ実施しています。しかし、環境保全措置につきましては、博多湾へ放流する区域も含めて、事業区域全体で準備書に記載している沈砂池等を設け、濁水を外に出さないという環境保全措置を実施するというように準備書に記載したつもりですが、言葉足らずでそのように読み取れなかったのかもしれない。

○会長 はい、読み取れませんので、評価書の段階ではわかりやすく修正していただいたほうがよいです。下水道へ放流するということについても、準備書に記載がないのでわかりません。そのような記載があれば、下水道法の基準を超えるものは排水されないと考えることは可能です。

○事業者 評価書の記載の際には、その部分を改めて記載させてもらいたいと思います。

○会長 わかりました。では、意見として述べるかどうかは検討します。

○委員 近年、非常に激しい降雨が発生していますので、環境アセスメントの中で想定する雨量はどの程度なのでしょうか。例えば工事中に大雨が降ったときに排水ができず、下水道に排水する前に現地で一時置いておくことが求められる場合など、容量に余裕を持たせる必要はないでしょうか。

○事業者 事業実施区域内の雨水につきましては、基本的に区域内に沈砂池を設けまして、一旦沈砂させて雨水を排水するという形で考えております。ただし、沈砂池の形、大きさ、容量につきましては、一般的な基準で設けており、近年想定を超えるような大雨が発生しておりますが、そこまでは予測の範疇には入っておりません。

○委員 そのような大雨のときは、他の地域からも濁水が排水されますが、本事業実施区域だから特別に配慮しているということはないのですね。

○委員 「博多湾に放流」という表現は間違いで、「下水道に排水する」という表現が正しいと理解してよろしいですか。

○事業者 そうです。

○委員 わかりました。

○会長 続けて、土壌についてはいかがでしょうか。土壌に関しては、来年の4月1日からトリクロロエチレンとカドミウムの2つの物質で環境基準が強化されます。新しい基準にも対応できていることを確認しておかないと、後で問題になる可能性があります。土壌汚染対策法でもそれに伴い基準が強化されますので、現在進行形で土壌汚染対策工事を実施している箇所は、新しい基準に対応しなければいけないということになります。

既に土壌汚染対策工事が終了した箇所についても、新基準に対応していなければ、掘削等の際に届出が必要な区域として指定せざるを得なくなってしまうと思います。土壌については、新基準のことも意識が必要であると申し上げておきたいと思います。

動物・植物・生態系についてはいかがでしょうか。

動物については、資料4の21ページに事務局の指摘事項があります。それから、植物については、23ページにもアオイゴケについての指摘事項があります。さらに、生態系につ

いても、保全樹林等についての指摘事項があります。これらのどれでも結構ですので、ご意見をお願いします。

では、まず鳥類についてはどうですか。

○委員 事業実施区域は緑が少しありますので、観察するたびに様々な鳥が確認できるだろうと思います。福岡市内は、緑地が多少あると、比較的珍しい鳥が確認されることが多いのです。11月初めも、福岡市役所の前の緑地にヤブサメがいました。このようなところにどうしてと思うくらいに多く確認できましたので、事後調査・評価のときも注意していただければおもしろいと思います。それから、毎年11月に野鳥の会で宇美川と多々良川の合流部でバードウォッチングを継続的に実施しており、その際のデータも必要であれば提供したいと思っています。近年、渡り鳥の種類に少し変化があり、特にシギ・チドリが減少傾向にありますので、そのことについても注意していただければありがたいと思います。また、我々が事業実施区域付近で観察しているのはサンショウクイと亜種のリュウキュウサンショウクイの2種類ですので、その辺も注意していただければありがたいと思います。

○会長 注意してくださいということです、よく聞いておいてください。

他に何かございますか。

○委員 準備書8.9-110ページに、増水前と増水後の干潟地形のカラーコンター図が示されており、地形の差分図で堆積傾向が示されています。すばらしいデータを提示されていると思いますが、その増水がどれぐらいの規模だったのかがこの資料からは読み取れません。準備書8.9-6ページには出水前、出水後と記載されておりますので、出水前の8月後半と出水後の9月後半に調査を実施し、その差分から出されたと思いますが、その期間の降雨のパターンを示すなど、気象庁のデータを取得し、どの程度の降雨により、このような土砂の堆積の傾向が現れたのかがわかるように記載していただいたほうがよいかと思います。

それから、準備書8.9-127ページの魚類のヒモハゼ、エドハゼ、マサゴハゼの予測結果ですが、直接的影響の箇所の文言を読んでいると、例えば前ページのニホンウナギ、アユ、ミナミメダカなどと同じ記載内容になっています。そもそもこれらは生態が違いますので、この記載はあまり適切とは言えません。

ニホンウナギ、アユ、ミナミメダカの記載内容はこれでいいと思いますが、ヒモハゼ、エドハゼ、マサゴハゼは干潟に定住する生き物であり、多々良川河口域合流点からすぐ下流の左岸側と、合流直前の多々良川の左岸側にしか干潟はありません。そのうちの片方の干潟に雨水排水の放流地点があるにもかかわらず、予測結果には「雨水排水の放流地点下流

域に限定され」と記載されています。しかし、二つの生息域しかないうちの一つに雨水排水を放流していますので、広域分布種に対して「限定され」という文言はわかりますが、生息域が極めて限定的な種の生息地に放流することに対して「限定され」という文言はおかしいと思います。そこで、「多々良川・宇美川の左岸にある雨水排水の放流地点下流域に限定され」という文言をカットして、「SS濃度の寄与や底質の変化がわずかである」と書いたほうが真実を正しく述べているのではないかと思います。

○会長 ありがとうございます。今の点について、何かありましたらどうぞ。

○事業者 ありがとうございます。ヒモハゼ、エドハゼ、マサゴハゼなどハゼ類につきましては干潟に定住している魚類ということで承りました。その点につきましては、ご指摘いただいたとおり、評価書では修正したいと考えております。

○会長 では、このことは特に意見とはいたしません、評価書で修正してください。

○事業者 はい。

○委員 クリーンパーク・臨海にベニイトトンボの移殖をされていますが、これで保全できるのでしょうか。まず、理学部の圃場の人工的な池にサンショウウオやカエルのほかに様々な水生昆虫が確認されており、その中でベニイトトンボはキャンパス内でも何カ所かで確認されているという調査結果ですが、準備書8.9-62ページにカスミサンショウウオ、準備書8.9-70ページに昆虫類の確認位置が掲載されています。ベニイトトンボについてのみ、ビオトープに移殖するため問題ないという結論になっていますが、果たしてそれで問題ないと言えるのかが、私は昆虫の専門ではないので疑問に思っています。この種については池のみで生活環が全て終わっているとは少し考えにくく、おそらく、その周囲を利用しながら生息しています。ただ、理学部の圃場はおそらく人工的な環境ですので、どこまで保全の価値があるのか、その評価が非常に難しいと思います。

ですが、本当にベニイトトンボを保全しようと考えるのであれば、それなりの水域が周囲に必要だと思います。先ほどの事務局からの説明に、コギシギシを保全するために都市公園に水環境を整備することは難しいというお話がありましたが、今回視察して思ったことは、高木については公園で配慮されていますが、その他の生物については、おそらくあまり配慮されていないのではないのでしょうか。いわゆる都市公園的な整備を予定されているので、プラスで水環境が新しい都市公園の中で整備されていけば、そのような生きものの保全がある程度可能なのではないかと感じています。

最近、近隣の市の都市公園の視察を行いました、やはり都市公園内の池は単なるため池で、いろいろな昆虫が生息できるような環境にはなっていません。ですから、生態から

見ると、おそらく池だけで生活環が閉じているようには思えません。それについてはいかがでしょうか。

○会長 準備書 8. 9－141ページに専門家が移殖の可能性について言及しておられて、それを受けてこの措置を考えられておられるようですね。昆虫学の専門家がこれは移殖可能だと言っておられるようです。

これについて回答できる方がおられますか。

○事業者 ベニイトトンボの生態としては、水場が幼虫の生息環境、その周辺の草むらが成虫の生息環境となっており、そこで成虫が餌とりや休憩するという形で生息しています。時には少し遠くまで飛び、そちらで繁殖し生活環を終えます。距離としては1キロから2キロ、長くなると4キロ程度飛んでいくという文献もありまして、そのような範囲で生息域を拡大していきます。

移殖先のビオトープは、水場と草むらが両方ありますので、専門家の先生も言われますように、適していると考えられるということです。その他、事業実施区域内に保全地域を設けるということについては困難でしたので、個体そのものを保全するという意味で、クリーンパーク・臨海のビオトープへの移殖による保全を考えています。

○委員 そのビオトープがどのような環境なのかわかりませんが、そこで持続的に生息環境が維持されるという判断をなさったということでしょうか。

○会長 準備書 8. 9－141ページに記載されている専門家の助言を読むと、可能であるならば事業実施区域内に本種が生息できる環境を創出できないかと言っておられますが、人がうろうろする場所は生息環境としてはよくないとも言っておられます。今の大学跡地のように、人が来なくて、草が茂っている環境が望ましいということですので、その環境が消失してしまうのは仕方がないかと思います。

○委員 移殖先でベニイトトンボが持続的に生息可能かどうかをお聞きしてもよろしいでしょうか。

○事業者 クリーンパーク・臨海のビオトープは、水質だけでなく草刈りなどで草の生育もきっちり管理されておりますので、持続的な生息が可能と考えております。

○委員 できることならば、いろいろな都市公園の中にそういった水環境を整備して、多様な生きものが残されるのがありがたいとは思っていますが、なかなか難しいということですね。

○会長 都市公園の場合は、後の管理をきちんとやらしてもらわないと逆効果かもしれませんね。

○委員 わかりました。

○委員 追加でお伺いしたいのですが、ベニイトトンボのヤゴをクリーンパーク・臨海に移植されたということですが、移植した個体数と回数はどの程度でしょうか。

○事業者 60個体を1回です。

○委員 捕食される可能性を考えると、昆虫の60個体の移植というのは少ないのではないのでしょうか。

○事業者 密度や池の容量もありますので、そこまではわからないというところです。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 それでは、他に何かございますか。

○委員 コギシギシに関してですが、事業実施区域内のほか多々良川水系でも確認されたということで、こちらに移植すべきかというようなことがございましたが、先ほどのベニイトトンボと同様にクリーンパーク・臨海のビオトープに移植するという事で対応していただければとお話をしまして、そのように準備書に記載されておりますので、よろしいのではないかと考えております。

ただ、そのときの申し添えで、移植する場合には2個体の移植とあわせて成熟した種子も採取し、それをビオトープに播くという作業もしてほしいということ、移植後のモニタリングもしてほしいということを申し上げたと思います。この準備書は9月発行のものです。が、現地視察前の説明で、今年の10月に移植されたという話を伺いました。その後の状況はいかがでしょうか。

○事業者 コギシギシを10月に移植し、播種まで行っております。また、植物体自体が動き出す時期に確認するため、事後調査としてのモニタリングも、来年の春頃に1回確認することを考えております。

○委員 では、移植後の確認は今のところ行っていないということですね。

○事業者 そうですね。まだ確認はしておりません。

○委員 わかりました。

○会長 それでは、他はどうですか。

○委員 陸上植物の貴重種に関しては、準備書に記載されている方法でやっていただければいいのではないかとと思いますが、準備書1.4-16ページの緑化計画に、従前の緑量約13ヘクタールを整備後も維持するという方針が記載されており、これは非常に大事ではないかと思いました。

農学部の手前は樹木が多く、九州大学箱崎キャンパスの中でも最も環境のいい場所です。

た。それが、この準備書を読むと、伐採されそうな雰囲気を感じています。移植についても書いてありますが、例えば保全樹林は非常に狭いです。あれでは移植は難しいでしょう。テニスコートの周りに桜が記念植樹で植えられており、きれいなしだれ桜もあります。そのような樹木を例えば貝塚公園に移植するなど、減らさないような方法をぜひ考えていただきたいと思います。

ただ、どうしても伐採しなければいけないということもあると思いますが、それに関しては、事務局の抽出・整理した論点が非常に重要だと思っていて、「供用後に利活用するために、専門家の意見を十分に聴いて工事期間中においても適切に保全する必要がある」こと、「保全樹林等の事業実施区域内の緑地と周囲の自然環境との生態系ネットワークが継続的に確保されるよう公募条件の設定などについて検討する必要がある」こと、これらの論点を十分考えていただいて事業を進めていただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。基本的に事務局のコメントに同意する、特に強調してほしいというご指摘だと思います。

それでは、動物・植物・生態系について、他に何かご指摘ございますか。

○委員 準備書の11. 2－4の存在・供用に伴う植物の確認についてですが、表11. 2－7や表11. 2－8に、ここの文言で調査実施時期に「適切な時期」や「完了後から一定期間」とあります。それはどの程度の時期や期間を想定しているのか、目視調査はどのような基準で行うのか教えていただければと思います。

○事業者 まず、生態を踏まえた適切な時期については、これは植物の移植の確認についてですが、適切な時期は春から秋にかけてと考えています。コギシギシは、春のみが生育期間と繁殖期間になっていますので、春に確認する予定です。また、アオイゴケにつきましては、夏と秋まで含めて調査を行います。調査の方法としましては、移植した株が確実に生育して繁殖ができるようになるまでを確認するということを考えています。

○委員 ありがとうございます。

○会長 それでは、廃棄物については、資料3に記載されている委員からのコメントに私も同意しますし、事務局も論点に引用しておりますから、そのとおりに意見として出したいと思います。

では、残土についてどうぞ。

○委員 この工事の残土を箱崎地区で利用するということですが、差し引きすると、余って搬出しなければいけないのか、事業実施区域内で再利用できるのか。そのあたりの見通しをお聞きしたいと思います。

○事業者 残土についてお答えさせていただきます。

まず、現在の準備書の記載内容ですが、一つが地下埋設物の撤去ということで、旧工学部2号館の実績を用いまして、全体で約4万立米ほどの残土が発生するとしております。もう一つ、基盤整備工事の中で発生する造成工事の切土、盛土につきましては、合わせて約7万立米ほどの土が足りないと記載しております。その二つを足し合わせますと、全体では土が足りない、搬入土が発生するということになりますが、大変申しわけないのですが、評価書の記載に当たって内容を一部修正させていただきたいと思っております。

修正点といたしましては、埋設物の撤去の残土発生量については、旧工学部2号館撤去の実績を用いて計算しておりますが、その後確認したところ、埋設物の撤去及び土壤汚染対策の数量が入っており、合わせて残土の発生として計算しておりました。これらは、本来別の工事ですから、これを分けて考えますと、埋設物の撤去につきましては逆に土が足りません。埋設物を撤去する容量分の土が必要ですので、搬入土が必要になります。もう一方、基盤整備工事では、先ほどご説明したとおり7万立米ほど土が足りないので、準備書では一部流用すると記載しておりましたが、評価書におきましては、両方とも土が足りないということで、全体では残土は発生せず、搬入土が必要となるというように修正させていただきたいと考えております。

○委員 わかりました。

○会長 どこから土を搬入するかわかりませんが、この近辺、自然由来の汚染土が多いので気をつけてください。

○委員 今のお話に出ましたけれども、残土の活用という点については、量としては不足するという話ですが、アスベストは検出されてはいないのでしょうか。建物のアスベスト除去工事などを実施されていましたが、建物内でアスベストが使用されていた箇所があったのでしょうか。そのアスベストが土壌中に含まれているというような、何かデータがありますか。

○会長 何か情報はありますか。解体に伴ってアスベストはどういう扱いでしたかという質問だと思います。

○関係者 建物にはアスベストが使用されていたというのは確認しております。ただ、土壌からは確認はできておりません。

○委員 建物のアスベストは完全に除去できたということですか。

○関係者 先にアスベストを除去して建物を解体しておりますので、土壌にアスベストが紛れ込むことはありません。

○委員 わかりました。

○会長 よろしいですね。これは今、大気汚染防止法で厳しく規制しており、今後さらに規制が厳しくなります。現在はパブリックコメントを実施している最中ですので、解体が遅くなると新たな規制が適用されることになります。

それでは、他に何かございますか。

(「なし」の声あり)

○会長 ございませぬようでしたら、その他何でも結構ですので、いかがでしょうか。

○委員 準備書 2. 3 - 1 ページの社会的状況の中に人口と産業の状況というページがありますが、人口、産業に関しては今後10年、20年先の予測が重要になってくると思います。

特に産業予測に関しましては、来年から事業者公募が始まるということも含めて、10年たつて産業の形態がどのように変化しているのでしょうか。事業者や産業などを今後の予測としてどのように捉えていくのかがとても重要なところだと思います。

例えば、上海では百貨店はあくまでインターネットで買うためのアンテナショップではないのですが、にぎわいはあるのです。しかしその百貨店がいつまで存在するのだろうかということですね。

ちなみに、ご存じのように、今の韓国や中国はキャッシュレスがほとんどですので、現金を見ることのないという状況です。

そのような中で、将来的なまちづくりの基本として、九州大学箱崎キャンパス跡地グラウンドデザインというのがあるのですが、そのテーマの一つに環境共生が挙げられています。環境と共生した持続可能なまちの形成を目指す、マネジメントの仕組みづくりを目指すを書いてありますが、これは非常に重要なことです。環境と共生した持続可能なまちの形成ができる事業者を探すというのはいかがでしょうか。現在、中国もシンガポールも全てまち単位での開発で、個別の開発ではないのです。まちとしてどこまで持続可能なのかということによって事業者を公募するという形になっています。福岡市においても、東区の箱崎キャンパス跡地で、注目も浴びていますし、福岡のまちづくりのモデル地区として進めていきたいという意味では、環境と共生とした持続可能なまちの形成と、マネジメントの仕組みづくりまで含めた公募というのは考えられないのかということをおっしゃりたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

温室効果ガスのところで、何かありますか。

○委員 準備書における温室効果ガスの箇所ではそれほど指摘することはありませんが、脱炭素という観点からいくと、この事業全体が、地球温暖化のことも考えながら、地域として何の取り組みができるのかを考えるべきかと思います。例えば、新しいＪＲの駅が整備されればＣＯ₂の排出も都市として幾らかは削減されると想像はできます。今回の整備事業の中に、将来どのような事業がなされるかというようなことが多少は記載があってもいいのかなと全体として思いました。

○会長 よろしいでしょうか。どこまで市長意見として述べるかというのは判断が難しいですが、この場でいただいたご意見と、事務局が整理した論点を中心に整理したいと思います。幾つか新しい議論もありましたし、意見にしなくてもよいことも少し見えてきましたから、最終的に当審査会としての意見の取りまとめについては、私にご一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長 ありがとうございます。ご一任をいただきましたので、これまでの議論を踏まえて審査会としての意見をまとめて提出したいと思います。どうもありがとうございました。それでは、議題の１は以上で終わりとさせていただきます。

（２）福岡市環境影響評価条例施行規則等の改正について

○会長 それでは、次に、本市の条例施行規則の改正についてです。これはご報告ということになりますが、事務局から説明いただきます。

【事務局より説明】

○会長 おわかりいただきましたでしょうか。太陽光発電所については、福岡市は全国でも珍しく早い時期から既にアセスの対象にしておりましたが、土地の造成を伴わない場合は対象から外しておりました。しかし、今回、環境影響評価法の対象が太陽光発電にまで広がり、法では土地造成の有無を問わないことになりましたので、それにあわせて県条例が改

正されることになりました。

市条例施行規則を改正しないと、土地改変を伴わない場合は福岡市内であっても県条例でアセスを行うということになってしまいますので、福岡市の条例施行規則も県に合わせて改正するという内容です。ただし、土地改変を伴う場合はより小さな規模のものについても対象とするということで、その点は福岡市の独立性を残しますというのが事務局の案です。

何かご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、このような形で本市の条例施行規則についても改正する作業を進めていただくことにいたします。もう一つ、法では太陽光発電所という呼び方をしていないので、市条例施行規則も「太陽電池発電所」と法に合わせるのでしょうか。

○事務局 はい。

○会長 電池とは、単に電気をためるものではなく、電気を起こす装置のことが電池と呼ばれていますので、太陽光発電所も太陽電池発電所というのが正しいそうです。今後、本市の条例施行規則でもそのように改正することになると思います。

それでは、本日お諮りすることは以上でございます。今後の予定等がありましたら、どうぞ事務局からお願いいたします。

○事務局 事務局からは特にございません。

閉 会

○会長 それでは、本日の審査会議事は終わりにいたします。どうもありがとうございました。

○事務局 本日は長時間にわたり熱心なご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

— 了 —